

ベストマ レンタル規定

[ご契約前に必ずお読みください]

● レンタル契約の成立

- 1) ユーザー（以下、借主）は、本レンタル規約を承諾の上、ベストマ株式会社（以下、貸主）にレンタル機借用の申込みを行うものとします
- 2) 申込み内容を双方で確認の上、貸主が借主に承諾の意思表示を行った時点で、レンタル契約の成立とします
- 3) 借主から書面での申し入れが無い場合、貸主はレンタルの実施や内容の不備等の責任を負わないものとします
- 4) 原則、前日までにお申し込み頂き、当日依頼の場合は別途【即日出荷料】を申し受けます
- 5) 14:00時までの受付で当日出荷対応とします

● レンタルご利用日数

- 6) 弊社出荷日 翌日より、返送日（配達業者 荷受け日）迄とします
- 7) 最短貸出し日数（最低保証期間）は3日間とします
- 8) 返却確認後、レンタル日数を算出します
- 9) 返送日が予定より遅れる場合は、書面又はEメールにて担当者まで連絡をしてください

● レンタル機の納入・返送、送料

- 10) 商品の受渡し場所は、納入3日前迄に書面にてお知らせ下さい
- 11) 送料（往復運賃）は、往（貸主）復（借主）負担とします
- 12) 現場への持込みの場合、別途 持込費を申し受けます
- 13) 着払いでの返送を希望の場合は事前にお知らせ下さい。請求時に清算となります
- 14) 使用後は原形返却（納入時の状態）で、速かに太田事業所/中四国営業所までお送り下さい

● 各種成績書・証明書類の発行

- 15) 校正成績書・圧力検査証明書／トレーサビリティ書類を希望の場合は注文時にお申し出ください
※全てのレンタル機器は校正有効期間内、且つ点検が完了した状態でお届けします
※全ての校正関係書類は機器レンタル費とは別途、発行料を申し受けます
- 16) 事後校正（使用機器返却後のトルク/圧力測定）を希望の場合は、返却前にお知らせ下さい

● 御請求

- 17) 返却機の点検（入荷時の動作確認）を行った後、レンタル期間を算出し請求書を郵送いたします
※ 支払い条件：未締め翌末支払い（10万以下は現金）
※ 長期レンタルの場合は、各月の御清算とさせていただきます
※ 御希望の支払条件でも対応致します。事前にお知らせ下さい
- 18) 原型返却がされない場合、返却点検報告書の発行後、別途請求となります ※28) 29) 32)

● キャンセル料

- 19) キャンセル料：弊社出荷の前日まで ：無料
出荷日 当日（出荷前）：レンタル料金の10%、
出荷日 当日（出荷後）：レンタル料金の20%と送料を申し受けます
- 20) 注文書（書面での申し入れ）の無い“お取り置き”に関しては、確約となりません

● レンタル商品の使用管理責任

- 21) 商品は、適切な方法で使用・保管して下さい
- 22) 安全に留意し、必ず保護メガネ、保護手袋を着用して下さい
- 23) 使用方法が分からない場合は、速やかに担当者へ連絡し、使用方法を確認して下さい
※現場での機器使用説明、現場立会いも承ります。お気軽にお問い合わせ下さい
- 24) 初期動作不良確認の実施：作業前に動作確認を行い、不具合があった場合は速やかに御連絡下さい
※納入後1日以上経過しての不具合は初期不良の対象外となります
- 25) 損害や事故が発生しないよう、事前に万全の安全対策、災害対策を講じて下さい
- 26) 機器損傷により機器使用が不可能となった場合、代替機にて速やかに対処いたします
※ 特別損害や各種損失（休業補償、商業損失、人件費など）の補償は致しません
※ 別紙 [代替機規定 参照]
- 27) 損傷品は速やかに太田事業所まで返送して下さい
- 28) 損傷品の修理費用は、返却後に検証を行い、過失や誤った使用による損傷が認められた場合に発生します（部品交換費用～製品全額弁償）
- 29) 汚れや水気を十分に拭取った後に梱包して下さい。汚損の状態により錆などが発生した場合、原型返却と認められず、復旧整備費用がかかります
- 30) 不当な方法で使用した場合、改造、無断で他人に貸与した場合、補償対象外となります
又、使用上の不注意、人為的な事故に於いて補償は致しません
- 31) 現場作業の停滞を防ぐ為に、バックアップ機（予備機）の御用意を推奨致します
- 32) 盗難・紛失についての実費は借主の負担とさせていただきます

● 借主（ユーザー・使用者）の報告義務

- 33) 商品の延長利用の場合
- 34) 商品の破損、その他の不具合が発生した場合
- 35) 商品が盗難、紛失された場合
- 36) その他、作業に於いて事故や損害が生じた場合

● その他

- 37) 天災地変、輸送機関の事故、交通制限、電力制限、争議行為、その他の何らかの事由による引渡しの遅れ、または引渡しが不能となった場合、貸主は適切に対処し、補償責任を負わないものとする
- 38) 如何なる事由に於いても、商品未返却の場合は、借主に対し実費を請求させていただきます
- 39) 本レンタル規定はベストマ（株）ホームページ [<http://www.bestma.co.jp/rental.html>] にて公開し、内容は予告なく変更することがあります

以上の内容を確認・同意の上、ベストマ製品を安全にご利用下さい

施行日時：令和5年 1月14日

お問合せ先 ベストマ（株）太田事業所 ☎ 0276-46-9234
✉ tec@bestma.co.jp